

平成29年度就学支援金及び授業料等軽減制度についてのお知らせ

1 こんな制度です

(1) 就学支援金制度について

広島県内の私立高等学校等に在学する生徒の皆さんの授業料について、親権者の収入状況に応じて、国がその一部を負担し、家庭の教育負担を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減制度について

広島県内の私立高等学校等に在学する生徒の皆さんの授業料について、県が就学支援金に上乗せして助成を実施することにより、授業料や入学時納入金を軽減する制度です。

2 対象となる場合は

就学支援金及び授業料等軽減を受けることができるのは、生徒の親権者（全員）の収入額に係る税額等が次の表に該当する場合です。

就学支援金は、通学されている私立高等学校等が代理受領し、授業料に充当する制度となっています。よって、保護者の皆さんには、就学支援金の額を授業料から控除した額を負担していただくこととなります。**(就学支援金を直接皆さんにお渡しするものではありません。)**

区分	対 象 者	就学支援金	授業料等軽減
授業料等	① 生活保護法により生活保護を受けている場合	授業料のうち	授業料等（注）
	② 親権者の市町村民税所得割が非課税である場合	月額24,750円	の全額
	③ 親権者の市町村民税所得割額（年額）の合計が51,300円未満の場合	授業料のうち	授業料等（注）
		月額19,800円	の2/3
	④ 親権者の市町村民税所得割額（年額）の合計が154,500円未満の場合	授業料のうち	—
		月額14,850円	
入学時 納入金	⑤ 親権者の市町村民税所得割額（年額）の合計が304,200円未満の場合	授業料のうち	—
		月額9,900円	
	⑥ ①～⑤以外の場合	—	—
	①～③により入学時から授業料等軽減を受けることができる人	—	一律 27,000円

◆ 就学支援金は、在学する学校の授業料が上限となります。

(注) 軽減対象となる「授業料等」の範囲について

授業料だけではなく、施設整備費、実習費など授業料と同様の趣旨のものであると認められる学校納付金については、軽減対象となる経費（授業料等）に含みます。

※ 保護者が負担する授業料等の額は、軽減後の額（③の場合、授業料等の1/3）となります。

例：授業料等の月額36,000円の場合

36,000円－24,000円[就学支援金19,800円、授業料等軽減4,200円]＝12,000円←保護者負担額

○ 家計急変について

年の中途に特別の事情〔失業、病気、死亡、離婚など〕のため、上記表①～③と同程度に学資負担が困難と認められる場合は、収入状況により授業料等の軽減を受けることができる場合がありますので、学校に相談してください。

3 就学支援金及び授業料等軽減の対象となるか確認する方法は

(1) 給与所得の人は毎年5月下旬頃に勤務先の会社などから渡される市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）、自営業の人は毎年6月上旬頃に市町村から送付される市町村民税・県民税納税通知書で確認できます。

なお、紛失等をされた場合は、市町村の担当窓口において発行する市町村民税・県民税課税証明書（手数料必要）で確認できます。

○ 就学支援金の額及び授業料等軽減額について

- ・平成29年4月～平成29年6月分 ⇒ 平成28年度市町村民税所得割額 で決定します。
- ・平成29年7月～平成30年6月分 ⇒ 平成29年度市町村民税所得割額 で決定します。

(2) 不明な点があれば、学校へお尋ねください。

4 必要な手続きは次のとおりです

- 就学支援金を受けるためには受給資格認定申請（受給中の方が7月以降も受給し続けるには収入状況届出書）、授業料等軽減を受けるためには軽減申請を行う必要があります。
- 親権者の所得が所得制限（保護者の市町村民税所得割額の合計が304,200円以上）に該当し、就学支援金の受給資格がないことが明らかで、受給資格の認定申請を行わない場合は、申請書の辞退届出書欄(C欄)にチェックをして学校に提出してください。

《平成29年7月～平成30年6月までの就学支援金等の手続きを行う場合》

6月16日(金)《厳守》までに、次の書類を在学している学校へ提出してください。

必 要 書 類	適 用	
	対象 学年	
ア 平成29年度就学支援金受給申請書 B欄もしくはC欄の該当する方へチェックをして提出。 ※生徒全員の提出が必要です。 B 収入状況届出書(2回目以降) 保護者の所得が上記の所得制限に該当する場合はB欄に チェックをし、下記のイ・ウの必要書類を添付して提出。 ※保護者の市町村民税所得割額に応じて、授業料等軽減も 受けられます。 C 辞退届出書 受給認定を行わない場合はC欄にチェックを入れて提出。 ※添付書類は必要ありません。	全学年	全ての生徒 ※平成29年度6月分就学支援金を ①受給中：B(収入状況届出書) ②未受給：C(辞退届出書) いずれかにチェックをして提出す ることになります。 ※授業料等軽減について 親権者の市町村民税所得割額の合 計が51,300円未満の場合(「2. 対 象となる場合は」の①～③に該当 する場合)に受給を受けることがで きます。
イ 平成29年度の市町村民税所得割額が確認できる書類 (親権者全員の所得割額、所得控除の内訳が確認できるもの。) 次のいずれか一つ ①市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書 ②市町村民税・県民税納税通知書 ③市町村民税・県民税課税証明書 (③については、手数料が必要です。)	全学年	アのBを提出する全ての生徒 (ただし、平成29年1月1日現在 に生活保護受給世帯で、下記ウの 書類を提出する場合は提出不要)
ウ 生活保護受給証明書 (※親権者全員の氏名及び受給開始年月日の記載のあるもの)	全学年	生活保護受給世帯の場合のみ (平成29年1月2日以降に生活保護受 給世帯となった場合で、イを提出さ れる場合、 ①2・3年生も提出が必要です。 ②ウの書類も提出してください。)

《家計急変の場合》

家計急変による軽減申請は、随時受け付けます。その場合、原則として、申請した月の翌月から軽減を開始することとなります。詳しいことは、在学している学校へお尋ねください。

- 【注意】**
- ① 上記提出期限に遅れた場合、就学支援金の支給は次のとおりとなります。
 [認定申請等の場合] 支給は申請のあった月からとなります。
 (月の初日に在学する場合)
 [収入状況届の場合] 遅れて届出があった場合でも、翌年6月分まで支給されません。
 - ② 親権者が一人の場合、親権者が一人であることを確認するための資料
 (ひとり親家庭等医療費受給者証等)をお求めする場合があります。
 - ③ 手続き後に、税額の変更や保護者の変更(離婚、再婚、養子縁組など)、生活保護受給
 停止などがあった場合は、すみやかに学校に申し出てください。
 - ④ 上記ア～ウの書類で確認できない場合、追加の書類の提出をお願いする場合があります。